

おおいた演劇の会(以下、本会)規約

第1条 目的

本会は、主に大分県内で活動を行う演劇関係者が集い、互いに大分の舞台芸術文化の発展に寄与することを目的とする団体である。

第2条 事業

本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。なお、本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

1. おおいた演劇祭を含む主催事業
2. 大分の演劇の情報発信事業
3. テレビ・映画・イベント等への参加・出演窓口
4. ワークショップ等の開催
5. 加盟団体への公演援助
6. 名義後援業務
7. その他、目的を達成するための一切の事業

第3条 会員

(入会)

1. 本会は次の会員によって構成される。
 - (1) 団体会員 劇団、ユニット等その人数に関わらず団体として活動している会員
 - (2) 個人会員 個人として活動する会員
 - (3) 応援会員 当会の事業目的に賛同し、当会の活動を支援する会員
2. 団体会員の劇団等に所属する個人は、重複して個人会員としても入会できる。
3. 入会希望者は、入会届(様式1-1号~1-3号)を事務局に提出し、事務局が入会届を受理することで入会できる。

(年会費)

4. 会員は本会の運営費として年会費を納入しなければならない。各会員の年会費は次の通りとする。
 - (1) 団体会員1期 5,000 円
 - (2) 個人会員1期 2,000 円
 - (3) 応援会員 年会費負担なし
5. 会員は、入会した初年度分の年会費をその入会時期に関わらず、第3条4で定められた金額を入会時に納め、次年度分からは原則、各年度の6月末日までに納入しなければならない。
6. 第3条2にて入会する場合、団体会員の年会費とは別に個人会員としての会費も納入しなければならない。
7. 会員が年度内に脱会した場合、負担金の月割り等による返却はしない。

8. 団体会員から個人会員、あるいは個人会員から団体会員に変更する場合は、変更した年度の年会費の差額分について徴収、返金はしない。翌年度からは第3条4に基づき年会費を納入しなければならない。

(退会)

9. 会員は、退会届(様式2号)を事務局に提出することで退会できる。

第4条 会議および決議

1. 本会は各事業年度終了後3カ月以内に定期総会を開く。

2. 会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

3. 団体・個人会員のうち総会(定期総会、臨時総会を含む。以下、同じ。)に出席した会員と書面等により賛否の意思表示をした会員、出席会員に委任した会員の合計が、団体・個人会員の総数の過半数に達した場合、総会は成立する。

4. 団体会員、個人会員は総会における議決権を各1個有する。応援会員は総会への出席は出来るが、議決権は持たない。

5. 第4条3にて成立した総会において、過半数の賛成を得た場合、決議が成立する。

第5条 組織および役員

1. 本会は、法人格を持たない任意団体とする。

2. 本会には次の役員を置く。

会長1名、事務局長1名、事務局員若干名、監査役1名

また、総会の決議によって副会長若干名を置くこともできる。監査役の任期は1年、その他の役員の任期は2年とし、いずれも再任を妨げない。

3. 本会の運営機関として、事務局を置く。事務局は事務局長と事務局員で構成される。

4. 監査役は事務局外に置く。監査役は年に一度会計監査を行い、定期総会の際、会計監査報告を行う。監査役は他の役員との兼任はできない。

5. 役員は総会にて会員の中から選出され、会員の互選によって決定する。

6. 役員が任期途中で辞任した場合、会長あるいは事務局は後任を選出し、総会の決議によって決定する。後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 会計

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2. 会計は、事務局会計と事業会計に区分し、事業にかかる収支は事業ごとに事業会計で扱う。その他の会計は事務局会計で扱う。

3. 本会の経費は、年会費、助成金、寄付金その他の収入をもって充てる。

第7条 改正

この規約の改正は、本会総会の決議を得ることで成立する。

附 則

改正後の本規約は、平成26年11月10日より施行する。

平成26年11月10日改正